

○群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年群馬県規則第四十一号）新旧対照表 **(案)**

新	旧
<p>(報告の徴収)</p> <p>第十九条</p> <p>2 産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、<u>平成三十一年以降五年ごとに、その年の</u>六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の収集又は運搬に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書（別記様式第四十号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称、住所、電話番号及び許可番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 委託者の氏名又は名称</p> <p>三 委託者ごと及び産業廃棄物を積み込んだ場所ごとの受託量</p> <p>四 産業廃棄物の運搬先の氏名又は名称</p> <p>五 産業廃棄物を積み卸した場所及び当該産業廃棄物の処分方法</p> <p>3 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の収集又は運搬に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（別記様式第四十一号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称、住所、電話番号及び許可番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 委託者の氏名又は名称</p> <p>三 委託者ごと及び産業廃棄物を生じた場所ごとの受託量</p> <p>四 産業廃棄物を処分した場所及び処分方法</p> <p>五 産業廃棄物処理施設の種類ごとの年間処分量</p> <p>六 処分により生じた産業廃棄物の種類、量及び処分方法</p> <p>附 則（平成五年三月三十一日規則第四十一号）</p> <p>この規則は、平成五年四月一日から施行する。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>第十九条</p> <p>2 産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、<u>毎年</u>六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の収集又は運搬に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書（別記様式第四十号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称、住所、電話番号及び許可番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 委託者の氏名又は名称</p> <p>三 委託者ごと及び産業廃棄物を積み込んだ場所ごとの受託量</p> <p>四 産業廃棄物の運搬先の氏名又は名称</p> <p>五 産業廃棄物を積み卸した場所及び当該産業廃棄物の処分方法</p> <p>3 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の収集又は運搬に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（別記様式第四十一号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称、住所、電話番号及び許可番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 委託者の氏名又は名称</p> <p>三 委託者ごと及び産業廃棄物を生じた場所ごとの受託量</p> <p>四 産業廃棄物を処分した場所及び処分方法</p> <p>五 産業廃棄物処理施設の種類ごとの年間処分量</p> <p>六 処分により生じた産業廃棄物の種類、量及び処分方法</p> <p>附 則（平成五年三月三十一日規則第四十一号）</p> <p><u>1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>2 第十九条第二項及び第三項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者については、平成二十三年四月一日から当分の間、適用しない。</u></p>

新	旧
<p><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正前の群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する別記様式第四十号及び別記様式第四十一号は、当分の間、使用することができる。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>